

令和4年会津若松市議会定例会

令和5年6月定例会議の提出案件

提出案件 20件	議案 14件	<ul style="list-style-type: none"> 予算案件 1件 条例案件 5件 単行案件 8件 	報告案件 6件
----------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------	---------

I 予算案件

- 1 令和5年度会津若松市一般会計補正予算（第4号）

II 条例案件

- 1 会津若松市税条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市地域経済牽引事業の促進のための市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 4 会津総合射撃場条例
- 5 会津若松市下水道条例等の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 会津若松市庁舎整備建築工事請負契約の一部変更について
- 2 会津若松市庁舎整備空気調和設備工事請負契約の一部変更について
- 3 会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について
- 4 会津若松市庁舎整備電気設備工事請負契約の一部変更について
- 5 会津若松市庁舎整備情報設備工事請負契約の一部変更について
- 6 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 7 財産の取得について
- 8 城前団地更新住宅第4棟新築工事請負契約の一部変更について

IV 報告案件

- 1 令和4年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について
- 2 令和4年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 3 令和4年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

- 4 令和4年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 5 令和4年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 6 令和4年度会津若松市観光施設事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

II 条例案件

1 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

- ア 令和6年度から法定受託事務として個人住民税の均等割と併せて徴収する森林環境税（国税）について、賦課徴収に係る規定を整備することとした。
- イ 給与所得者の扶養親族等申告書について、当該申告書の記載事項がその前年の申告内容から異動がないときは、その旨を記載すれば足りることとした。
- ウ 一定の肉用牛を売却した場合の事業所得に係る課税の特例措置について、当該特例を適用する期限を令和6年度から3年間延長し、令和9年度までとすることとした。
- エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置について、当該特例を適用する期限を令和5年度から3年間延長し、令和8年度までとすることとした。

② 施行期日等

- ア ①のアは令和6年1月1日から、①のイは令和7年1月1日から、①のウ及びエは公布の日から施行することとした。
- イ 必要な経過措置を定めることとした。

(2) 固定資産税関係

① 改正内容

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等のうち一定の要件を満たすものについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った場合において、当該修繕工事が完了した翌年度の当該建物に係る固定資産税額を減額する特例措置について、条例で定める割合を3分の1とすることとした。

② 施行期日等

- ア 公布の日から施行することとした。
- イ 必要な経過措置を定めることとした。

(3) 軽自動車税関係

① 改正内容

- ア 道路交通法の一部改正により、原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車について、種別割の税率を定めることとした。
- イ 自動車メーカー等の不正により環境性能割及び種別割の納付額に不足が生じた場合に、当該自動車メーカー等が納付する加算金の割合を、不足額の10%から35%に引き上げることとした。

ウ 種別割のグリーン化特例（燃費性能の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分に限って税率を軽減する特例措置及び初回新規登録から13年を経過した車両の税率を重くする特例措置）について、当該特例を適用する期間を令和7年度まで3年間延長することとした。

② 施行期日等

ア ①のアは令和5年7月1日から、①のイは令和6年1月1日から、①のウは公布の日から施行することとした。

イ 必要な経過措置を定めることとした。

(4) 減免等手続の簡素化に関する事項

① 改正内容

ア 収益事業を行わない地縁団体等に係る法人市民税及び町内会や地縁団体等が所有する集会所等に係る固定資産税の減免について、申請に基づく減免制度から課税免除制度に変更することとした。

イ 障がい者の所有等に係る車両及び障がい者の利用を考慮して改造された車両に係る軽自動車税（種別割）の減免について、当該減免に係る申請書の記載事項がその前年度に受けた減免に係る申請内容から異動がない場合、当該減免を受けようとする年度においては申請書類の提出があったものとみなして減免を受けられることとした。

② 施行期日等

ア 公布の日から施行することとした。

イ 必要な経過措置を定めることとした。

(5) 条文の整理

その他引用法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

2 会津若松市地域経済牽引事業の促進のための市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

① 課税免除の対象となる施設の取得・設置期限を令和7年3月31日までとすることとした。

② その他引用法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

3 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税（後期高齢者支援金分）の課税限度額を引き上げることとした。
- ② 応益割の5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準額を引き上げ、国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大することとした。
- ③ 特例対象被保険者等が離職理由等を記載した申告書を市長に提出する場合、非自発的に失業したことを証するために提示する書類として、雇用保険受給資格者証のほか、雇用保険受給資格通知を定めることとした。
- ④ その他必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行することとした。
- ② 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。

4 会津総合射撃場条例

この案件は、会津総合射撃場を設置するため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 会津総合射撃場（以下「射撃場」という。）は、会津若松市河東町八田字大野原 30 番地に置くこととした。
- ② 射撃場の業務について定めることとした。
- ③ 射撃場の開場時間、休場日について定めることとした。
- ④ 射撃場の利用の許可等に係る要件、遵守事項等について定めることとした。
- ⑤ 射撃場の入場料及び使用料について定めることとした。
- ⑥ 市長は、指定管理者に射撃場の管理を行わせることができることとした。
- ⑦ 指定管理者が行う業務について定めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 規則で定める日から施行することとした。
- ② 施行日以後の射撃場の利用の許可その他射撃場の管理に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとした。

5 会津若松市下水道条例等の一部を改正する条例

この案件は、適格請求書等保存方式の導入に伴い、下水道使用料等の算定方法を見直すため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に伴い、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び個別生活排水処理施設使用料について、これらの使用料を 2 月以上一括して徴収する場合の算定方法を見直すこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和 5 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

Ⅲ 単行案件

1 会津若松市庁舎整備建築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備建築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名
会津若松市庁舎整備建築工事

(2) 契約金額
変更前 4,809,200,000 円
変更後 4,831,530,000 円

2 会津若松市庁舎整備空気調和設備工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備空気調和設備工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名
会津若松市庁舎整備空気調和設備工事

(2) 契約金額
変更前 847,000,000 円
変更後 866,657,000 円

3 会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名
会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事

(2) 契約金額
変更前 336,600,000 円
変更後 341,979,000 円

4 会津若松市庁舎整備電気設備工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備電気設備工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名
会津若松市庁舎整備電気設備工事

(2) 契約金額
変更前 759,000,000 円
変更後 770,209,000 円

5 会津若松市庁舎整備情報設備工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た会津若松市庁舎整備情報設備工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名
会津若松市庁舎整備情報設備工事

(2) 契約金額
変更前 350,900,000 円
変更後 354,178,000 円

6 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

この案件は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の規定の整備を行うため、所要の措置を講じようとするものです。

(1) 内容

- ① 令和5年3月31日をもって田村広域行政組合が解散したことから、当該団体を福島県市町村総合事務組合から脱退させるとともに、構成する地方公共団体の数の減少に伴い、同組合同規約を変更することとした。
- ② 福島県市町村総合事務組合同規約を左横書きとするため、必要な規定の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

福島県知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。

7 財産の取得について

この案件は、冬期路面への凍結防止剤を散布する車両として、凍結防止剤散布車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
凍結防止剤散布車 1台
- (2) 取得金額
25,300,000円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原 224番地
会津自動車工業株式会社
- (5) 納入期限
令和7年3月28日

8 城前団地更新住宅第4棟新築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た城前団地更新住宅第4棟新築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名

城前団地更新住宅第4棟新築工事

(2) 契約金額

変更前 261,715,300 円

変更後 276,812,800 円

IV 報告案件

1 令和4年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た庁舎建設等事業等について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 令和4年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た庁舎整備事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 令和4年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、夜間急病センター運営費について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 令和4年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和4年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 令和4年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和4年度会津若松市下水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

6 令和4年度会津若松市観光施設事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た若松城天守閣管理運営費について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。